

一般社団法人薬学教育協議会  
病院・薬局実務実習関東地区調整機構  
実務実習ガイドライン

「実務実習関係者に期待される役割」編

1. 大学および教員に期待される役割

- 教育に対する教員の資質向上のための体制の整備
  - ・「学生を育てる（知識・技能・態度）」という教員の意識の向上を図る。
  - ・教員自身に「学生の目標となる」という意識を定着させる。
  - ・「実務実習に関するガイドライン」について全教員の理解を定着させる。
- 学生に関する情報の収集および管理体制の整備
  - ・入学時から実務実習へ送り出すことを考慮して、5年次までの学生の情報を収集し一元的に管理する体制を整備する。
  - ・問題を抱える学生については、5年次実習開始前までに改善の取り組みを行う。
- 実務実習事前教育の内容の充実と水準の向上
  - ・臨床系教員の経験を活用した教育・指導体制を組み込む。
  - ・学生が目指す目標を明確化し、学習意識を高める教育・指導方法を構築する。
  - ・学生に到達度評価基準を提示し、自己評価とともに形成的評価を行い、必要に応じて学習方法を修正し、医療現場で実習できる水準を確保する。（PDCAサイクルの確立）
- 学内の実務実習実施体制の整備と充実
  - ・実務実習を統括する学内委員会（実務実習委員会等）の設置と定期的な協議の実施
    - \*臨床系教員を含めた実務実習に関する委員会を設置するとともに実務実習に関する責任体制を明確にする。
    - \*委員会では円滑かつ充実した実務実習を実施するために実習施設への配属の適正化、実習における課題やその解決策、実習における学生評価、実習施設の評価などを協議する。
  - ・学生に対する訪問指導担当教員（以下担当教員）の配置
    - 担当教員は、充実した実習を全うできるように以下の役割を担う。また、指導内容について学内の実務実習を統括する委員会へ報告する。
      - \*実習施設との連携の窓口
        - ・学生に関する情報を施設に提供するとともに実務実習に関する協議の窓口となる。
      - \*実務実習施設の環境（設備、実習内容・方法など）の確認
      - \*学生の健康状態の把握
      - \*実習の進捗状況を把握
        - ・到達度に注目し、到達度の向上を目指して施設側と相談・協議する。

\* 学生への支援と教育的指導

・実務実習の進捗状況、学生の健康状態、実習状況などの課題について学生に対して随時、支援と教育的指導を繰り返し行う。

・実務実習に関する連絡・相談窓口の配置

\* 学生、担当教員、実習施設等の連絡・相談・協議ができる窓口（実務実習を統括する委員会等）を設置する。

● 実習施設との連携体制の整備と充実

・実習施設はもとより、地区の薬剤師会、病院薬剤師会等との連携・協力体制を構築し、実務実習に関する共通認識を確立して実習内容の標準化と水準の向上を目指す。

・実習開始前、実習期間中、終了後を含めて大学・施設間の良好な関係を構築・維持し、学生が安心して実習を進められるよう環境を整える。

\* 実習開始前には、連絡会議等により学内教育の内容、実習に対する考え方（大学の実務実習実施体制、評価基準等）等の情報提供と十分な情報交換を行い、実習に関する不安要素の抽出・確認とその解消を図る。

\* 実習中には、担当教員を窓口として問題の早期発見と解決を図る。

\* 実習終了後には、実習施設とともに実務実習に関する成果および問題点を抽出し、実務実習内容および指導方法等の水準の向上に努める。（PDCA サイクルの確立）

以上

附則 本ガイドラインは平成 27 年 2 月 25 日より実施